

群馬大学医学部附属病院先端医療開発センターモニタリングシステム実施要項

平成 29. 5. 9 制定

改正 平成 30. 4. 1 令和 5. 4. 1

令和 6. 4. 2 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第 1 この要項は、群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター規程第 21 条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院先端医療開発センター（以下「センター」という。）において運用されるモニタリングシステム（以下「モニタリングシステム」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 モニタリングシステムは、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において実施される先端医療開発について、フォローアップを確実にを行い、センターによる評価等をデータベース化し、その情報を院内及び院外の医療機関等と共有化することで、先端医療開発の推進・普及を図ることを目的とする。

(先端医療開発サーベイヤー)

第 3 モニタリングの対象となる先進的医療行為の進捗状況等について、個別具体的な調査を行うため、各診療科等に先端医療開発サーベイヤーを置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各診療科から選出された医師 各 1 人
- (2) 重粒子線医学センターから選出された医師 1 人
- (3) 薬剤部から選出された薬剤師 1 人
- (4) 看護部から選出された看護師 若干人
- (5) 先端医療開発センター臨床研究推進部から選出された者 若干人

2 先端医療開発サーベイヤーの任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(先端医療開発サーベイヤーの業務)

第 4 先端医療開発サーベイヤーは、センターが実施を決定する高度かつ先端的な医療行為、ハイリスク手技、臨床試験等のうち、あらかじめセンターから指定されたものについて、調査、確認等を行う。

2 前項の業務を行うため、先端医療開発サーベイヤーは、センターからの依頼に基づき、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会専門委員会及びセンター運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(先端医療開発センターへの報告)

第 5 先端医療開発サーベイヤーは、実施した業務について、速やかにセンターに報告するものとする。

(先端医療開発サーベイヤーへの協力義務)

第 6 本院の医師及び医療従事者等は、先端医療開発サーベイヤーが行う調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(先端医療開発センター運営委員会)

第7 先端医療開発サーベイヤーからの報告の総括及び分析等は，センター運営委員会が行う。

(事 務)

第8 モニタリングシステムの運用に係る事務は，センター及び医療支援課において処理する。

(雑 則)

第9 この要項に定めるもののほか，モニタリングシステムの実施に関し必要な事項は，センターが定める。

(要項の改廃)

第10 この要項の改廃は，センター運営委員会の議を経て，病院長が行う。

附 則

この要項は，平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要項は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和6年4月2日から施行する。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。